

## ニセコ町綺羅ポイントカードによるニセコ元気回復事業支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により町内の消費の低迷を招いており、この委縮した地域経済の回復に向けて、感染収束後にニセコ町内の商店等の活性化を図るため、綺羅カード利用によるポイント加算のセール等を行い、失われた地域経済の元気を回復させることを目的とする。

2 前項の目的を果たすため、補助事業者を通して実施するものとし、ニセコ町補助規則（昭和52年ニセコ町規則第3号。以下「補助規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、ニセコ綺羅カード会とする。

2 町長は、本事業を実施するにあたり、補助事業者と適宜連携して実施する。

(付与対象者)

第3条 綺羅カード利用によるポイント付与対象者は、綺羅カードを所持する町民等とする。

(事業内容及び付与ポイント)

第4条 本事業の事業内容は、次のとおりである。

(1) 綺羅カードポイント5倍セールを令和2年9月から同年11月までの3か月の間に実施する。

(2) 子育て支援綺羅カードについては、令和2年7月から翌年3月末まで実施し、これまでの付与ポイント2,500円分から5,000円分に増額し、子育て家庭の支援を行う。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付申請及び交付の決定は、補助規則によるものとする。

(事業変更及び変更申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合は、あらかじめ町長と調整し、事前に承認を得なければならない。

2 前項の調整に基づいて変更交付申請及び変更の決定を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定の通知)

第8条 第6条及び前条で決定した場合には、交付（変更）決定通知を行うものとする。

(概算払い)

第9条 町長は、必要があると認める場合においては、補助金の概算払いをすることができる。

(実績報告)

第10条 補助規則に基づき提出する実績報告には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 綺羅カード利用状況報告

(2) 事業者別支払い調書

(3) その他町長が必要と認める書類

(事業執行管理)

第11条 補助事業者は、本事業の執行を適切に運営管理するものとし、町長から事業執行状況

について求めがあるときは、速やかに対応するものとする。

(個人情報保護)

第12条 補助事業者は本事業で知り得た個人情報を、正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。本事業が完了した後も、また同様とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年5月18日から施行する。
- 2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表

項 目	内 容
還元ポイント額	綺羅カード利用に伴う付与ポイントの金額
郵送費	綺羅カード登録者への事業通知、ポイント付与通知、町民周知等の郵送費
消耗品費	封筒代等
印刷費	チラシ、ポスターの作成費
その他	その他町長が必要と認める経費